

鳥取県告示第66号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者を指定したので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

平成23年2月8日

鳥取県西部総合事務所長 林 昭 男

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の名称	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	指定年月日
皆生タクシー株式会社	米子市旗ヶ崎2207	皆生タクシーケアセンター	米子市角盤町二丁目3	居宅介護、重度訪問介護	平成23年2月1日